

施設利用案内

救護施設

生活保護法に基づき、精神上または身体上著しい障がいがあるために、独立して日常生活のできない方々が、ご利用できます。

ご利用にあたりましては、福祉事務所で手続きを行います。利用を希望される方は、民生委員や町村役場を通して、または直接、居住地を管轄する福祉事務所へお申し出ください。

費用負担は生活保護法の適用を受けますので、原則として公費負担となります。但し、利用者や家庭の負担能力に応じ、一部負担金がかかる場合があります。

福島県浪江ひまわり荘

住所：双葉郡浪江町加倉字今神78

電話：0240(35)4179

※現在、福島県浪江ひまわり荘は東日本大震災により、総合社会福祉施設太陽の国の仮設施設に避難しております。

避難先住所：西白河郡西郷村小田倉字上上野原2-2

避難先電話：0248(21)9551

福島県からまつ荘

住所：西白河郡西郷村真船字芝原341-8

電話：0248(25)3103

福島県内の県保健福祉事務所は以下のとおりです。

県北保健福祉事務所(福島市)、県中保健福祉事務所(須賀川市)、県南保健福祉事務所(白河市)、会津保健福祉事務所(会津若松市)、南会津保健福祉事務所(南会津町)、相双保健福祉事務所(南相馬市)

福島県内の市保健福祉事務所は以下のとおりです。

福島市福祉事務所(福島市)、会津若松市福祉事務所(会津若松市)、郡山市福祉事務所(郡山市)、いわき市平地区保健福祉センター(いわき市)、いわき市小名浜地区保健福祉センター(いわき市)、いわき市勿来・田人地区保健福祉センター(いわき市)、いわき市常磐・遠野地区保健福祉センター(いわき市)、いわき市内内郷・好間・三和地区保健福祉センター(いわき市)、いわき市四倉・久之浜・大久地区保健福祉センター(いわき市)、いわき市小川・川前地区保健福祉センター(いわき市)、白河市福祉事務所(白河市)、須賀川市福祉事務所(須賀川市)、喜多方市福祉事務所(喜多方市)、相馬市福祉事務所(相馬市)、二本松市福祉事務所(二本松市)、田村市福祉事務所、南相馬市福祉事務所(南相馬市)、伊達市福祉事務所(伊達市)、本宮市福祉事務所(本宮市)

福島県内の市町村福祉担当窓口は、自治体により名称が異なります。